

## 閲覧規則（確認検査関係）

株式会社都市建築確認センター

### （趣旨）

第1条 この規則は、建築基準法第77条29の2の規定に基づき、建築基準法第6条の2第1項の規定による確認を受けようとする者、その他関係者からの閲覧の請求があった場合適切に対応するため必要な事項を定める。

### （閲覧の時間）

第2条 閲覧の時間は休日を除き、午前9時00分から午後5時00分までとする。

### （閲覧の場所）

第3条 閲覧の場所は、次の株式会社都市建築確認センターの事務所とする。  
東京都文京区湯島1丁目9番15号

### （閲覧の請求）

第4条 閲覧を請求するときは、所定の書式に必要な事項を記入するものとする。

### （閲覧の書類）

第5条 閲覧に供する書類は次に掲げる書類とする。

- （1） 業務の実績を記載した書類
- （2） 確認検査員の氏名及び略歴を記載した書類
- （3） 確認検査業務に関し生じた損害を賠償するための、保険規約の締結の書類
- （4） 定款及び登記事項証明書
- （5） 各事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書
- （6） 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- （7） 発行済み株式総数の100分の5以上に相当する出資をしているもの者

### （付則）

この規則は、平成25年2月1日から施行する。

（休日：土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、8月14日から8月16日までの日、12月29日から翌年1月3日までの日。）